

鳥取県東部広域行政管理組合 平成29年度 第3回正副管理者会議

日 時 平成30年1月25日（木）9：30～10：50
場 所 鳥取県東部広域行政管理組合事務局 分庁舎会議室

— 日 程 —

【1】開 会

【2】管理者あいさつ

【3】議 事

[1] 議会定例会（平成30年2月8日招集予定）提出議案

- 1 平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）
《議案第1号》（案）…………… 1
- 2 平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費
特別会計補正予算（第1号）《議案第2号》（案）…………… 8
- 3 平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算
《議案第3号》（案）…………… 10
- 4 平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費
特別会計予算《議案第4号》（案）…………… 21
- 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
《議案第5号》（案）…………… 23
- 6 鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について
《議案第6号》（案）…………… 24
- 7 鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正について
《議案第7号》（案）…………… 27
- 8 鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について
《議案第8号》（案）…………… 29
- 9 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について
《議案第9号》（案）…………… 36
- 10 工事請負契約の締結について《議案第10号》（案）…………… 38

【4】そ の 他

- [1] 今後の行事予定について…………… 39
- [2] その他

【5】閉 会

平成29年度 第3回正副管理者会議出席者

[正副管理者]

職 名	氏 名
管理者 鳥取市長	深 澤 義 彦
副管理者 岩美町長	西 垣 英 彦
副管理者 智頭町長	寺 谷 誠 一 郎
副管理者 若桜町長	小 林 昌 司
副管理者 八頭町長	吉 田 英 人
副管理者 鳥取市副市長	羽 場 恭 一

[鳥取県東部広域行政管理組合]

局	職 名	氏 名
事 務 局	事務局長	田 中 利 明
	総務課長	馬 場 睦 雄
	総務課長補佐兼庶務係長	小 清 水 輝 彦
	総務課主幹	瀬 村 義 浩
	福祉環境課長	福 田 克 彦
	次長兼施設建設課長	遠 藤 全
	施設建設課長補佐	前 田 武 彦
消 防 局	消防局長	藤 原 博 志
	次長兼消防総務課長	中 谷 隆 人
	消防総務課長補佐	永 原 隆
	予防課長	下 田 斉

【3】議 事

[1] 議会定例会（平成30年2月8日招集予定）提出議案

- 1 平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計補正予算（第2号）
 《議案第1号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補 正 前	補 正 額	補 正 後
4,849,801 千円	49,564 千円	4,899,365 千円

ア 歳入補正額の主な内容

- 市町負担金の減…………… △71,105 千円
- 再生資源有価物売払収入の増…………… 23,370 千円
- 基金繰入金の増（退職手当金積立基金等）…………… 70,507 千円
- 雑入の増（再商品化合理化拠出金等）…………… 9,100 千円
- 前年度繰越金の増…………… 31,512 千円
- 組合債の減…………… △16,200 千円

イ 歳出補正額の主な内容

- 給与改定・早期退職等に伴う職員給与費の増…………… 134,925 千円
- 可燃物処理施設建設事業に係る敷地造成工事費等の減…………… △70,833 千円
- （債）岩美消防署新築事業費の減(平成29年度～30年度)…………… △19,302 千円

(2) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 分担金及び負担金	4,313,515	△ 71,105	4,242,410
2 使用料及び手数料	8,801	2,186	10,987
3 国庫支出金	4,734	△ 281	4,453
4 県支出金	5,746	845	6,591
5 財産収入	35,154	23,020	58,174
6 繰入金	147,101	70,507	217,608
7 繰越金	500	31,512	32,012
8 諸収入	21,850	9,080	30,930
9 組合債	312,400	△ 16,200	296,200
歳入合計	4,849,801	49,564	4,899,365

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議会費	2,469	△ 118	2,351
2 総務費	93,095	856	93,951
3 民生費	63,567	△ 761	62,806
4 衛生費	1,375,448	△ 67,778	1,307,670
5 消防費	2,937,802	117,936	3,055,738
6 公債費	374,420	△ 571	373,849
7 予備費	3,000	0	3,000
歳出合計	4,849,801	49,564	4,899,365

(3) 平成29年度一般会計補正予算(第2号)案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前の額(%)	財源		内訳		記
						歳入	区分	補正前の額	補正額	
1 議会費		2,469	△ 118	2,351	△ 4.8					
1 議会費		2,469	△ 118	2,351	△ 4.8			2,469	△ 118	2,351
	<主な補正要素内容> (1) 議員異動に伴う報酬の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減	645 1,824	13 △ 131	658 1,693						
2 総務費		93,095	856	93,951	0.9					
1 一般管理費		82,085	1,323	83,408	1.6			80,397	△ 2,396	78,001
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与費の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減	55,190 26,895	1,830 △ 507	57,020 26,388				1,058 500 50 80	△ 1,058 4,784 △ 20 13	0 5,284 30 93
2 企画振興費		11,010	△ 467	10,543	△ 4.2			11,010	△ 467	10,543
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与費の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減	8,216 2,794	674 △ 1,141	8,890 1,653						
3 民生費		63,567	△ 761	62,806	△ 1.2					
1 介護認定審査費		57,468	△ 713	56,755	△ 1.2					
	<主な補正要素内容> (1) 審査委員会欠席等に伴う職員給与費の減 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減	45,573 11,895	△ 463 △ 250	45,110 11,645				57,366 0 0 102	△ 1,644 127 802 2	55,722 127 802 104
2 障害者総合支援 審査費		3,974	△ 48	3,926	△ 1.2			3,968	△ 116	3,852
	<主な補正要素内容> (1) 審査委員会欠席等に伴う職員給与費の減	3,824	△ 48	3,776				6 0	△ 1 69	5 69
3 休日急患歯科 診療費	※ 財源更正	2,125	0	2,125	0.0			1,698 427 0	△ 1 0 1	1,697 427 1

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前の額(%)	財源			補正後の額	
						歳入	区分	補正前の額		
4 衛生費		1,375,448	△ 67,778	1,307,670	△ 4.9					
1 火葬場費		47,926	△ 1,199	46,727	△ 2.5					
1 1 因幡霊場管理費		47,926	△ 1,199	46,727	△ 2.5					
	<主な補正要素内容> (1) 事務事業の確定に伴う経費の減(火葬炉耐火物修繕)	47,926	△ 1,199	46,727				24,296	206	24,502
								0	2	2
								230	△ 7	223
								23,400	△ 1,400	22,000
2 不燃物処理費		488,608	5,496	494,104	1.1					
1 環境グリーンセン ター管理費		467,019	5,496	472,515	1.2					
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与の減(非常勤職員1名退職) (2) 事務事業の確定に伴う経費の増(粒度選別機修繕等)	43,054	△ 668	42,386				378,885	△ 12,239	366,646
		423,965	6,164	430,129				34,062	△ 30,387	3,675
								272	△ 272	0
								2,949	1,767	4,716
								19	0	19
								29,354	23,370	52,724
								0	11,459	11,459
								3,278	11,798	15,076
								18,200	0	18,200
3 白兔グラウンド ゴルフ場管理費		12,482	0	12,482	0.0					
	※ 財源更正							12,482	△ 724	11,758
								0	724	724
3 し尿処理費		333,478	△ 2,363	331,115	△ 0.7					
1 施設管理費		333,478	△ 2,363	331,115	△ 0.7					
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減(下水し尿処理業務委託料)	7,688	44	7,732				278,915	△ 5,200	273,715
		325,790	△ 2,407	323,383				51,197	△ 308	50,889
								128	248	376
								3,238	0	3,238
								0	2,897	2,897
4 可燃物処理費		505,436	△ 69,712	435,724	△ 13.8					
1 ごみ処理施設 建設費		505,436	△ 69,712	435,724	△ 13.8					
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与の増 (2) 事務事業の確定に伴う経費の減(敷地造成工事費等) (3) 可燃物処理施設立地促進基金積立金の増	47,610	1,040	48,650				421,130	△ 74,689	346,441
		457,813	△ 70,833	386,980				4,734	△ 281	4,453
		13	81	94				13	81	94
								48,443	2,960	51,403
								0	2,320	2,320
								16	△ 3	13
								31,100	△ 100	31,000

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前の額(%)	財源		補正後の額	
						歳入区分	補正前の額		
5 消防費		2,937,802	117,936	3,055,738	4.0				
1 消防総務費		2,535,843	136,088	2,671,931	5.4				
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定・早期退職等に伴う職員給与費の増 (2) 退職手当負担金の増(鳥取市) (3) 事務事業の確定に伴う経費の増(H30.4新規採用者被服費等) (4) 基金積立金の減	2,301,837 25,062 132,714 76,230	131,672 1,217 3,630 △ 431	2,433,509 26,279 136,344 75,799			2,351,032 75,000 774 2,941 1,230 98,658 0 6,208	59,231 0 182 847 △ 431 67,547 8,454 258	2,410,263 75,000 956 3,788 799 166,205 8,454 6,466
2 予 費		3,229	△ 2	3,227					
	<主な補正要素内容> (1) 給与改定等に伴う職員給与費の減	3,229	△ 2	3,227			851 2,378	0 △ 2	851 2,376
5 消防施設費		378,066	△ 18,150	359,916	△ 4.8				
	<主な補正要素内容> (1) 岩美消防署新築関連経費の減 (2) 事務事業の確定に伴う経費の増	213,426 164,640	△ 19,302 1,152	194,124 165,792			83,860 41,326 1,300 11,880 239,700	4,112 △ 4,602 0 △ 2,960 △ 14,700	87,972 36,724 1,300 8,920 225,000
6 公債費		374,420	△ 571	373,849	△ 0.2				
1 元 金	※ 財源更正	362,510	0	362,510	0.0				
2 利 子		11,910	△ 571	11,339	△ 4.8				
	<主な補正要素内容> (1) 借借入利率確定に伴う増 (2) 一時借入金利子の減	10,910 1,000	29 △ 600	10,939 400			57,770 312,823 73 18 3,736	△ 5,999 5,167 △ 6 267 0	51,771 317,990 67 285 3,736
	歳 出 合 計	4,849,801	49,564	4,899,365	1.0		4,849,801	49,564	4,899,365

(4) 平成29年度普通負担金（対補正前比較）

（単位：千円）

市町名	運営費	介護認定審査費	障害者総合支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集落排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	補正後	61,502	44,287	2,768	1,418	22,420	314,294	11,535	135,386	309,430	2,028,312	2,993,782
	補正前	64,237	45,594	2,851	1,419	22,255	324,796	12,138	139,347	373,499	1,982,593	3,031,189
	比較	△ 2,735	△ 1,307	△ 83	△ 1	165	△ 10,502	△ 603	△ 3,961	△ 64,069	45,719	△ 37,407
岩美町	補正後	4,354	3,525	281	87	1,470	19,226	684	17,929	15,440	145,669	211,882
	補正前	4,523	3,629	290	87	1,455	19,880	720	18,453	18,636	142,511	213,402
	比較	△ 169	△ 104	△ 9	0	15	△ 654	△ 36	△ 524	△ 3,196	3,158	△ 1,520
智頭町	補正後	3,027	2,077	259	47	—	11,536	427	11,496	9,416	102,250	147,213
	補正前	3,131	2,137	266	47	—	11,919	449	11,831	11,365	100,071	147,896
	比較	△ 104	△ 60	△ 7	0	—	△ 383	△ 22	△ 335	△ 1,949	2,179	△ 683
若桜町	補正後	1,490	1,133	204	27	497	5,227	194	2,599	4,401	55,750	72,508
	補正前	1,545	1,167	210	27	490	5,401	204	2,676	5,312	54,995	73,013
	比較	△ 55	△ 34	△ 6	0	7	△ 174	△ 10	△ 77	△ 911	755	△ 505
八頭町	補正後	6,833	4,700	340	118	2,233	25,203	1,011	8,952	22,059	237,129	332,620
	補正前	7,051	4,839	351	118	2,208	25,996	1,064	9,214	26,628	231,030	332,549
	比較	△ 218	△ 139	△ 11	0	25	△ 793	△ 53	△ 262	△ 4,569	6,099	71
補正後合計	77,206	55,722	3,852	1,697	26,620	375,486	13,851	176,362	97,353	360,746	2,569,110	3,758,005
補正前合計	80,487	57,366	3,968	1,698	26,408	387,992	14,575	181,521	97,394	435,440	2,511,200	3,798,049
比較	△ 3,281	△ 1,644	△ 116	△ 1	212	△ 12,506	△ 724	△ 5,159	△ 41	△ 74,694	57,910	△ 40,044

(5) 平成29年度特別負担金（対補正前比較）

（単位：千円）

市町名	事業費				交付			税費		介護 審査 定費	消 建 防 設 費	消 退 基 金 積 立 費	職 手 當 費	合 計
	總 務 費	不 燃 物 處 理 費	し 尿 處 理 費	可 燃 物 處 理 費	消 防 費									
鳥取市	補正後	0	14,667	50,889	33	125,899	71	181,376	59,213	432,148				
	補正前	1,058	45,036	51,197	0	120,783	0	185,208	59,212	462,494				
	比較	△ 1,058	△ 30,369	△ 308	33	5,116	71	△ 3,832	1	△ 30,346				
岩美町	補正後	—	—	—	—	—	10	10,758	4,252	15,020				
	補正前	—	—	—	—	—	0	10,986	4,256	15,242				
	比較	—	—	—	—	—	10	△ 228	△ 4	△ 222				
智頭町	補正後	—	—	—	—	—	9	6,708	2,985	9,702				
	補正前	—	—	—	—	—	0	6,850	2,989	9,839				
	比較	—	—	—	—	—	9	△ 142	△ 4	△ 137				
若桜町	補正後	—	—	—	—	—	10	3,049	1,627	4,686				
	補正前	—	—	—	—	—	0	3,113	1,643	4,756				
	比較	—	—	—	—	—	10	△ 64	△ 16	△ 70				
八頭町	補正後	—	—	—	—	—	27	15,899	6,923	22,849				
	補正前	—	—	—	—	—	0	16,235	6,900	23,135				
	比較	—	—	—	—	—	27	△ 336	23	△ 286				
補正後合計	0	14,667	50,889	33	125,899	127	217,790	75,000	484,405					
補正前合計	1,058	45,036	51,197	0	120,783	0	222,392	75,000	515,466					
比較	△ 1,058	△ 30,369	△ 308	33	5,116	127	△ 4,602	0	△ 31,061					

2 平成29年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計
補正予算（第1号）《議案第2号》（案）

(1) 歳入歳出補正総額

補正前	補正額	補正後
5,143千円	7,004千円	12,147千円

ア 歳入補正額の内容

- 利子及び配当金の減…………… △1,600千円
- 因幡ふるさと振興基金繰入金の増…………… 8,524千円
- 前年度繰越金の増…………… 80千円

イ 歳出補正額の内容

- 東部圏域PR事業費の増…………… 7,538千円
- 〔 ・地域連携DMO法人設立経費の増…………… 8,027千円
・広域観光推進事業費の減…………… △489千円 〕
- 因幡ふるさと振興基金積立金の減…………… △534千円

(2) 歳入歳出総括表

[歳入] (単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 財産収入	4,043	△1,600	2,443
2 繰入金	1,000	8,524	9,524
3 繰越金	100	80	180
歳入合計	5,143	7,004	12,147

[歳出] (単位：千円)

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費	5,123	7,004	12,127
2 予備費	20	0	20
歳出合計	5,143	7,004	12,147

(3) 平成29年度特別会計補正予算(第1号)案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	補正前の額	補正額	補正後の額	対補正前 予算比 (%)	財源内訳			
						歳入区分	補正前の額	補正額	補正後の額
1 因幡振興事業費	<主な補正要素内容> (1) 東部圏域PR事業費 ・地域連携DMO法人の設立関連経費の増 ・広域観光推進事業費に係る事務事業の確定に伴う減 (2) 因幡ふるさと振興基金積立金の減	5,123	7,004	12,127	136.7	利子及び配当金 因幡ふるさと振興 基金繰入金 前年度繰越金	4,043 1,000 100	△ 1,600 8,524 80	2,443 9,524 180
	歳出合計	5,143	7,004	12,147	136.2	歳入合計	5,143	7,004	12,147

3 平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合一般会計予算《議案第3号》(案)

(1) 歳入歳出予算額

平成30年度予算額	5,360,689千円
平成29年度予算額	4,829,080千円
比較増減額	531,609千円(11.0%増)

(2) 平成30年度当初予算編成に係る主要項目

ア 予算編成方針

本組合では、今後、可燃物処理施設の建設及び消防庁舎の耐震化に伴う整備に加え、環境クリーンセンター等の現有施設の経年劣化に伴う大規模修繕等への対応が見込まれ、多額の経費が必要となる。

これらを念頭に置き、経常的経費(人件費、公債費等の義務的経費を除く。)については、臨時的経費を含め厳に緊急かつ必然の事業のみに限定し、必要最小限の事業規模とした。

イ 事務事業等に関する特記事項

- ① 介護認定審査システム関連機器の更新を行う。
- ② 因幡霊場火葬炉耐火物全面積替修繕を行う。
- ③ 環境クリーンセンター建屋改修工事を行う。
- ④ 因幡浄苑長寿命化検討業務委託を行う。
- ⑤ 可燃物処理施設の建設促進を図る。
- ⑥ (債) 岩美消防署の新築工事を行う。(平成29年度～30年度)
- ⑦ (債) 八頭消防署の新築工事を行う。(平成30年度～31年度)
- ⑧ 消防車両の更新整備を行う。

消防ポンプ自動車(東町)、高規格救急自動車(国府)

ウ 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
環境クリーンセンター 屋根・外壁改修事業費	平成31年度	123,882
可燃物処理施設 整備・運営事業費	平成31年度 ～ 平成54年度	32,554,000千円に廃棄物処理 量の変動及び物価変動による額 並びに消費税及び地方消費税を 加算した額
可燃物処理施設建設工事 に係る設計監理及び施工 監理等委託費	平成31年度 ～ 平成34年度	241,736
八頭消防署新築事業費	平成31年度	279,403

(3) 歳入歳出総括表

[歳 入]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 分担金及び負担金	4,598,311	4,316,674	281,637
2 使用料及び手数料	10,864	8,801	2,063
3 国庫支出金	0	4,734	△ 4,734
4 県支出金	5,473	5,746	△ 273
5 財産収入	48,131	35,154	12,977
6 繰入金	116,094	147,101	△ 31,007
7 繰越金	500	500	0
8 諸収入	1,316	9,970	△ 8,654
9 組合債	580,000	300,400	279,600
歳入合計	5,360,689	4,829,080	531,609

[歳 出]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 議会費	2,469	2,469	0
2 総務費	85,105	97,099	△ 11,994
3 民生費	64,352	57,938	6,414
4 衛生費	1,509,201	1,368,232	140,969
5 消防費	3,308,348	2,925,922	382,426
6 公債費	388,214	374,420	13,794
7 予備費	3,000	3,000	0
歳出合計	5,360,689	4,829,080	531,609

(4) 予算分析

(単位：千円)

区 分		30年度当初 A	29年度当初 B	比較増減額 (A-B) C	増減率 C/B
歳出	1 義務的経費	3,080,011	2,991,020	88,991	2.98%
	人件費	2,615,974	2,540,338	75,636	2.98%
	職員給与費	2,384,842	2,343,022	41,820	1.78%
	退職手当等	231,132	197,316	33,816	17.14%
	公債費	388,214	374,420	13,794	3.68%
	積立金	75,823	76,262	△ 439	△0.58%
	2 一般歳出	2,280,678	1,838,060	442,618	24.08%
経常的経費	1,075,140	1,042,712	32,428	3.11%	
投資的事業費	1,205,538	795,348	410,190	51.57%	
歳出合計		5,360,689	4,829,080	531,609	11.01%
歳入	1 市町負担金	4,598,311	4,316,674	281,637	6.52%
	2 特定財源	760,562	510,692	249,870	48.93%
	3 その他	1,816	1,714	102	5.95%
	歳入合計		5,360,689	4,829,080	531,609

(5) 平成30年度一般会計予算案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH29年度予算額
1 議会費		2,469	2,469	0	0.0	
1 議会費		2,469	2,469	0	0.0	普通負担金 2,469 [2,469]
	【事業の内容】 (1) 職員給与費(議員18名) (2) 職員定例会(年2回)・議会臨時会(年2回)の開催経費 (3) 常任委員会行政視察経費 (4) その他議会運営経費	645 546 1,178 100	645 546 1,178 100	0 0 0 0		
2 総務費		85,105	97,099	△ 11,994	△ 12.4	
1 一般管理費		85,105	86,089	△ 984	△ 1.1	普通負担金 84,520 [84,401] 特別負担金 0 [1,058] 前年度繰越金 500 [500] 預金利子 30 [50] 雑入 55 [80]
	【事業の内容】 (1) 職員給与費(管理者等13名、一般職7名) (2) 総括事務費、職員厚生研修費(健康管理経費等)庁舎等管理事務費(庁舎管理委託料等) <主な増減要素内容> 〈1〉職員給与費の減(一般職8名→7名) 〈2〉庁舎等管理事務費の減 〈3〉企画振興費からの関係事務費組替えに伴う増	58,241 26,864	59,194 26,895	△ 953 △ 31		
2 企画振興費		0	11,010	△ 11,010	△ 100.0	普通負担金 0 [11,010]
	【事業の内容】 (1) 職員給与費 (2) 企画関係事務費 <主な増減要素内容> 〈1〉職員給与費の減(一般職1名→0名) 〈2〉一般管理費への関係事務費組替えに伴う減	0 0 0	8,216 2,794	△ 8,216 △ 2,794		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH29年度予算額
3 民生費		64,352	57,938	6,414	11.1	
1 介護認定審査費		58,054	51,839	6,215	12.0	普通負担金 56,429 [51,737] 特別負担金 1,521 [0] 雑入 104 [102]
	【事業の内容】 (1) 職員給与費(審査会委員75名、一般職3名、非常勤職員1名) (2) 認定審査システム機器等賃借経費 (3) その他審査会運営経費等 <主な増減要素内容> <1> 職員給与費の増(一般職2名→3名) <2> 認定審査システム機器等の更新に伴う賃借経費の増 <3> 臨時職員に係る経費の減(1名→0名)	45,996 7,951 4,107	41,268 3,460 7,111	4,728 4,491 △ 3,004		
2 障害者総合支援 審査費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(審査会委員6名、非常勤職員1名) (2) その他審査会運営経費等 <主な増減要素内容> <1> 職員給与費の増	4,136 3,938 198	3,974 3,824 150	162 114 48	4.1	普通負担金 4,131 [3,968] 雑入 5 [6]
3 休日急患歯科 診療費	【事業の内容】 (1) 休日急患歯科診療業務運営経費 <主な増減要素内容> <1> 休日急患歯科診療業務委託料の増	2,162	2,125	37	1.7	普通負担金 1,729 [1,698] 休日等歯科診療所 運営費補助金 433 [427]
4 衛生費		1,509,201	1,368,232	140,969	10.3	
1 火葬場費		47,956	47,926	30	0.1	
1 因幡霊場管理費	【事業の内容】 (1) (廣)因幡霊場指定管理運営業務費(H26～H30年度) (2) 火葬炉耐火物全面積替修繕費(2基) (3) 施設維持管理経費 <主な増減要素内容> <1> 火葬炉耐火物全面積替修繕費の減(3基→2基) <2> 火葬台車更新等修繕費の増に伴う指定管理運営業務費の増	27,912 20,000 44	16,680 31,202 44	11,232 △ 11,202 0	0.1	普通負担金 32,711 [24,296] 火葬場施設整備事業債 雑入 15,000 [23,400] 245 [230]

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算	比較	対前年比 (%)	財源内訳
2 不燃物処理費	1 環境クリーンセンター管理費	577,872	507,966	69,906	13.8	
		556,889	486,377	70,512	14.5	普通負担金 432,022 [393,943] 特別負担金 0 [34,062] 不燃物処分場用地 0 [272] 使用料 3,891 [2,949] 不燃物処理手数料 19 [19] 利子及び配当金 43,520 [29,354] 再生資源有価物 売払収入 537 [3,278] 雑入 76,900 [22,500] 不燃物処理施設整備 事業債
2 元処分場管理費	【事業の内容】 (1) 職員給与費(一般職6名、非常勤職員2名) (2) 環境クリーンセンター管理運営業務委託料 (3) 施設維持管理費 (4) 施設周辺環境整備費 (5) (債)リファレンスなほ指定管理運営業務費(H26～H30年度) (6) 廃プラスチック処理業務委託料 (7) 分別基準適合物再商品化業務委託料(プラスチック・ガラスびん) (8) 浸出水処理施設精密機能検査業務委託料 (9) 不燃物処理施設建設基金積立金 (10) (債)屋根・外壁改修工事関連経費(H30～H31年度) (11) 屋上防水改修工事関連経費 ○ 空調設備更新工事費 ＜主な増減要素内容＞ ＜1＞ 職員給与費の減(一般職7名→6名) ＜2＞ 施設建屋改修等工事関連経費の増	8,960	9,107	△ 147	△ 1.6	普通負担金 8,960 [9,107]
		7,306 1,654	7,502 1,605	△ 196 49		
3 白兔グラウンド ゴルフ場管理費	【事業の内容】 (1) 施設維持管理費 (2) (債)白兔グラウンドゴルフ場指定管理運営業務費(H26～H30年度) ＜主な増減要素内容＞ ＜1＞ 施設ポンプ修繕費の減 ＜2＞ 施設内高木剪定経費の増	12,023	12,482	△ 459	△ 3.7	普通負担金 12,023 [12,482]
		2,303 9,720	2,762 9,720	△ 459 0		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH29年度予算額
3 処理管理費		339,308	334,653	4,655	1.4	
1 施設管理費		339,308	334,653	4,655	1.4	
	【事業の内容】 (1) 職員給与費(一般職1名) (2) し尿運搬業務委託料 (3) (償)因幡浄苑包括管理業務委託料(H28～H30年度) (4) 脱水汚泥再資源化業務委託料 (5) し尿処理業務委託料 (6) 精密機能検査等施設長寿命化検討業務委託料 (7) 施設維持管理費(因幡浄苑) (8) 施設維持管理費(コンポストセンター) <主な増減要素内容> <1> し尿搬入量の減に伴うし尿処理業務委託料の減 <2> 施設長寿命化検討業務委託料の増	7,740 32,538 253,800 36,000 0 6,241 1,581 1,408	8,863 30,524 253,800 36,019 2,407 0 1,467 1,573	△ 1,123 2,014 0 △ 19 △ 2,407 6,241 114 △ 165		普通負担金 285,611 [280,090] 特別負担金 49,758 [51,197] 土地貸付収入 3,238 [3,238] 浄苑用地等使用料 701 [128]
4 可燃物処理費		544,065	477,687	66,378	13.9	
1 ごみ処理施設建設費		544,065	477,687	66,378	13.9	
	【事業の内容】 (1) 職員給与費(一般職6名) (2) 施設建設費 (3) 候補地関係対策費 (4) 可燃物処理施設立地促進基金積立金 <主な増減要素内容> <1> 職員給与費の増(5名→6名) <2> 発注・契約支援業務委託料の減 <3> 環境影響評価事後調査等業務委託料の増 <4> (償)設計・監理及び施工・監理等業務委託料(H30～H34年度)の増 <5> 支障構造物撤去及び水路設置工事費の減 <6> (償)敷地造成工事費(H29～H31年度)の増 <7> 地域活性化事業交付金の減	47,347 496,657 0 61	33,079 394,859 49,736 13	14,268 101,798 △ 49,736 48 14,268 △ 6,130 73,461 26,860 △ 48,576 76,680 △ 48,443		普通負担金 543,465 [409,681] 二酸化炭素排出削減対策事業交付金 0 [4,734] 利子及びひ配当金 61 [13] 雑入 11 [16] 可燃物処理施設立地促進基金繰入金 528 [48,443] 可燃物処理施設整備事業債 0 [14,800]

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH29年度予算額
5 消防費		3,308,348	2,925,922	382,426	13.1	
1 消防総務費		2,623,098	2,535,843	87,255	3.4	
	【事業の内容】	2,405,841	2,301,837	104,004		普通負担金 2,427,428 [2,351,032]
	(1) 職員給与費(一般職320名、非常勤職員2名)	42,707	31,217	11,490		特別負担金 75,000 [75,000]
	(2) 総括事務費(会議旅費、被服費、負担金等)	18,691	20,168	△ 1,477		消防手数料 1,089 [774]
	(3) 職員厚生研修費(消防学校、救急救命士派遣経費等)	77,922	80,155	△ 2,233		消防費県補助金 2,943 [2,941]
	(4) 管理事務費(光熱水費、車両点検修繕費、庁舎管理委託料等)	650	1,174	△ 524		利子及び配当金 743 [1,230]
	(5) 音楽隊費	1,544	25,062	△ 23,518		退職手当金積立 115,566 [98,658]
	(6) 退職手当負担金(鳥取市)	75,743	76,230	△ 487		基金繰入金 329 [6,208]
	(7) 財政調整基金積立金、退職手当金積立基金積立金					雑入
	<主な増減要素内容>					
	<1> 退職者増等に伴う職員給与費の増(8名→11名)		104,004			
	<2> 岩美消防署等備品購入経費の増		8,353			
	<3> 退職手当負担金(鳥取市)の減(3名→1名)		△ 23,518			
2 予費		3,002	3,229	△ 227	△ 7.0	
	【事業の内容】	1,637	1,639	△ 2		消防手数料 905 [851]
	(1) 職員給与費(非常勤職員1名)	1,165	1,390	△ 225		消防費県補助金 2,097 [2,378]
	(2) 予防業務費	200	200	0		
	(3) 権限移譲事務費					
	<主な増減要素内容>					
	<1> 備品購入経費の減			△ 188		
3 防火クラブ育成費		457	612	△ 155	△ 25.3	
	【事業の内容】	457	612	△ 155		普通負担金 457 [612]
	(1) 防火活動経費(防火カレンダー、小冊子作成費等)					
	<主な増減要素内容>					
	<1> 啓発用小冊子等作成費の減			△ 122		
4 警防費		25,679	20,052	5,627	28.1	
	【事業の内容】	8,324	7,950	374		普通負担金 25,679 [20,052]
	(1) 警防業務費	8,462	9,624	△ 1,162		
	(2) 救急業務費	8,893	2,478	6,415		
	(3) 救助業務費					
	<主な増減要素内容>					
	<1> 救急用資機材購入経費の減			△ 1,184		
	<2> 救助用資機材購入経費の増(油圧救助用器具)			6,257		

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算	比較	対前年比 (%)	財源内訳 []内はH29年度予算額
5 消防施設費	【事業の内容】 (1) 消防施設整備費 (2) 車両機材整備費 (3) 指令設備整備費 <主な増減要素内容> <1> (償)岩美消防署新築関連経費(H29～H30年度)の増 <2> (償)八頭消防署新築関連経費(H30～H31年度)の増 <3> 車両購入費の減 <4> 岩美消防署通信指令設備移設業務費の増	656,112 501,334 80,561 74,217	366,186 219,169 82,746 64,271	289,926 282,165 △ 2,185 9,946	79.2	普通負担金 90,236 [83,860] 特別負担金 77,226 [41,326] 物品売払収入 550 [1,300] 消防施設等整備 488,100 [239,700] 事業債
6 公債費		388,214	374,420	13,794	3.7	
1 元 金	長期債元金 24件	377,197	362,510	14,687	4.1	普通負担金 69,772 [57,770] 特別負担金 314,164 [312,823] 火葬場用地使用料 73 [73] 不燃物処分場用地使用料 290 [18] 消防用地使用料 3,915 [3,736]
2 利 子	長期債利子 39件 一時借入金利子	11,017	11,910	△ 893	△ 7.5	
7 予 備 費		3,000	3,000	0	0.0	普通負担金 3,000 [3,000]
	歳 出 合 計	5,360,689	4,829,080	531,609	11.0	5,360,689 [4,829,080]

(6) 平成30年度普通負担金（前年度当初比較）

(単位:千円)

市町名	運営費	介護認定審査費	障害者総合支援審査費	休日急患歯科診療費	火葬場費	不燃物処理費	不燃物処理場跡地利用施設費	し尿処理費	集落排水処理費	可燃物処理費	消防費	合計
鳥取市	30年度	58,799	44,845	2,868	1,423	31,032	11,740	138,420	64,418	478,280	2,054,185	3,260,212
	29年度	67,432	41,120	2,851	1,419	22,255	12,138	140,097	62,609	363,678	1,982,593	3,033,593
	比較	△ 8,633	3,725	17	4	8,777	△ 398	△ 1,677	1,809	114,602	71,592	226,619
岩美町	30年度	4,122	3,587	317	96	2,049	697	19,412	3,479	24,174	147,526	228,750
	29年度	4,749	3,273	290	87	1,455	720	18,553	3,222	18,147	142,511	213,659
	比較	△ 627	314	27	9	594	△ 23	859	257	6,027	5,015	15,091
智頭町	30年度	2,834	2,089	283	49	—	434	12,192	7,034	14,487	103,555	156,928
	29年度	3,295	1,928	266	47	—	449	11,896	6,689	11,066	100,071	148,089
	比較	△ 461	161	17	2	—	△ 15	296	345	3,421	3,484	8,839
若桜町	30年度	1,420	1,180	216	29	633	197	4,241	1,117	6,895	56,461	78,665
	29年度	1,622	1,052	210	27	490	204	2,690	988	5,173	54,995	73,062
	比較	△ 202	128	6	2	143	△ 7	1,551	129	1,722	1,466	5,603
八頭町	30年度	6,425	4,728	447	132	2,901	1,029	10,644	24,654	34,445	240,154	356,087
	29年度	7,393	4,364	351	118	2,208	1,064	9,263	24,083	25,927	231,030	332,805
	比較	△ 968	364	96	14	693	△ 35	1,381	571	8,518	9,124	23,282
30年度合計	73,600	56,429	4,131	1,729	36,615	448,268	14,097	184,909	100,702	558,281	2,601,881	4,080,642
29年度合計	84,491	51,737	3,968	1,698	26,408	403,050	14,575	182,499	97,591	423,991	2,511,200	3,801,208
比較	△ 10,891	4,692	163	31	10,207	45,218	△ 478	2,410	3,111	134,290	90,681	279,434

(7) 平成30年度特別負担金（前年度当初比較）

（単位：千円）

市町名	事業						交付			費		消防費	介護審査	消防建設費	消防施設	退職基金	職員手当	合計
	総務費	不燃物処理費	し尿処理費	可燃物処理費	税	消防費	消防費	消防費	消防費	消防費	消防費							
鳥取市	30年度	0	1,786	49,758	33	125,899	849	219,586	59,213	457,124								
	29年度	1,058	45,036	51,197	0	120,783	0	185,208	59,212	462,494								
	比較	△ 1,058	△ 43,250	△ 1,439	33	5,116	849	34,378	1	△ 5,370								
岩美町	30年度	—	—	—	—	—	115	13,025	4,252	17,392								
	29年度	—	—	—	—	—	0	10,986	4,256	15,242								
	比較	—	—	—	—	—	115	2,039	△ 4	2,150								
智頭町	30年度	—	—	—	—	—	115	8,122	2,985	11,222								
	29年度	—	—	—	—	—	0	6,850	2,989	9,839								
	比較	—	—	—	—	—	115	1,272	△ 4	1,383								
若桜町	30年度	—	—	—	—	—	115	3,691	1,627	5,433								
	29年度	—	—	—	—	—	0	3,113	1,643	4,756								
	比較	—	—	—	—	—	115	578	△ 16	677								
八頭町	30年度	—	—	—	—	—	327	19,248	6,923	26,498								
	29年度	—	—	—	—	—	0	16,235	6,900	23,135								
	比較	—	—	—	—	—	327	3,013	23	3,363								
30年度合計	0	1,786	49,758	33	125,899	1,521	263,672	75,000	517,669									
29年度合計	1,058	45,036	51,197	0	120,783	0	222,392	75,000	515,466									
比較	△ 1,058	△ 43,250	△ 1,439	33	5,116	1,521	41,280	0	2,203									

4 平成30年度鳥取県東部広域行政管理組合因幡ふるさと振興事業費特別会計
 予算<<議案第4号>>(案)

(1) 歳入歳出予算額

平成30年度予算額 …………… 2, 854千円
 平成29年度予算額 …………… 5, 143千円
 比較増減額 …………… △2, 289千円 (44.5%減)

(2) 主要事項

○ 広域観光振興事業…………… 2,844千円

〔 ・地域連携DMO補助…………… 2,244千円
 ・広域観光推進事業補助…………… 600千円 〕

(3) 歳入歳出総括表

[歳入]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 財 産 収 入	2,443	4,043	△1,600
2 繰 入 金	401	1,000	△599
3 繰 越 金	10	100	△90
歳 入 合 計	2,854	5,143	△2,289

[歳出]

(単位：千円)

区 分	本年度	前年度	比 較
1 因幡振興事業費	2,844	5,123	△2,279
2 予 備 費	10	20	△10
歳 出 合 計	2,854	5,143	△2,289

(4) 平成30年度特別会計予算案の概要

(単位:千円)

歳出区分	歳出項目	H30予算案	H29予算額	比較	対前年度比 (%)	財源内訳 []内はH29年度予算額
1 因幡振興事業費	【事業の内容】 ○ 広域観光振興事業費 ○ 東部圏域PR事業費 ○ 因幡ふるさと振興基金積立金 <主な増減要素内容> <1> 広域観光振興事業費 地域連携DMO補助金の増 広域観光推進事業補助金の増 ○ 東部圏域PR事業費の減 ○ 因幡ふるさと振興基金積立金の減	2,844 2,844 0 0 2,844	5,123 0 4,589 534 0	△ 2,279 2,844 △ 4,589 △ 534 2,844 2,244 600 △ 4,589 △ 534	△ 44.5	利子及び配当金 2,443 [4,043] 因幡ふるさと振興基金繰入金 401 [1,000] 前年度繰越金 0 [80]
2 予備費		10	20	△ 10	△ 50.0	前年度繰越金 10 [20]
	歳出合計	2,854	5,143	△ 2,289	△ 44.5	2,854 [5,143]

5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について《議案第5号》（案）

議案第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第2条 公益的法人等への職員の派遣等の実施については、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取市条例第2号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるためである。

6 鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について《議案第6号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 災害その他緊急を要する事業又は業務を施行するため必要あるときは、第2条の規定にかかわらず、臨時にその定数を超えて職員を置くことができる。

2 前項に規定する職員の定数については、当該事業予算の範囲内において任命権者がこれを定める。

第4条の次に次の1条を加える。

（定数外）

第5条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数の外（以下「定数外」という。）に置くことができる。

- (1) 併任を命ぜられた職員
- (2) 他の地方公共団体その他の団体又は長期にわたる研修に派遣された職員
- (3) 休職にされた職員

(4) 自己啓発等休業をしている職員

(5) 育児休業をしている職員

(6) 配偶者同行休業をしている職員

2 前項第2号から第6号までに掲げる職員が復職又は復帰をした場合において、職員数が第2条に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外に置くことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

定数外に置くことができる職員について見直しを行うとともに、所要の整備を行うためである。

鳥取県東部広域行政管理組合職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第4条 災害その他緊急を要する事業又は業務を施行するため必要あるときは、第2条の規定にかかわらず、臨時にその定数を超えて職員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項に規定する職員の定数については、当該事業予算の範囲内において任命権者がこれを定める。</u></p> <p><u>(定数外)</u></p> <p><u>第5条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数の外（以下「定数外」という。）に置くことができる。</u></p> <p><u>(1) 併任を命ぜられた職員</u></p> <p><u>(2) 他の地方公共団体その他の団体又は長期にわたる研修に派遣された職員</u></p> <p><u>(3) 休職にされた職員</u></p> <p><u>(4) 自己啓発等休業をしている職員</u></p> <p><u>(5) 育児休業をしている職員</u></p> <p><u>(6) 配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p><u>2 前項第2号から第6号までに掲げる職員が復職又は復帰をした場合において、職員数が第2条に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外に置くことができる。</u></p>	<p><u>第4条 次に掲げる職員は、定数のほかに置くことができる。</u></p> <p><u>鳥取県東部広域行政管理組合併任の職員</u></p> <p>(新設)</p>

7 鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正について《議案第7号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6月20日」を「6月18日」に、「8月20日」を「8月18日」に、「10月20日」を「10月18日」に、「12月20日」を「12月18日」に、「2月20日」を「2月18日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

負担金の納期を改定するためである。

鳥取県東部広域行政管理組合負担金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(納期)</p> <p>第5条 負担金の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 4月10日から4月20日まで</p> <p>第2期 <u>6月18日</u>から6月30日まで</p> <p>第3期 <u>8月18日</u>から8月30日まで</p> <p>第4期 <u>10月18日</u>から10月30日まで</p> <p>第5期 <u>12月18日</u>から12月30日まで</p> <p>第6期 <u>2月18日</u>から2月28日まで</p> <p>2 (略)</p>	<p>(納期)</p> <p>第5条 負担金の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 4月10日から4月20日まで</p> <p>第2期 <u>6月20日</u>から6月30日まで</p> <p>第3期 <u>8月20日</u>から8月30日まで</p> <p>第4期 <u>10月20日</u>から10月30日まで</p> <p>第5期 <u>12月20日</u>から12月30日まで</p> <p>第6期 <u>2月20日</u>から2月28日まで</p> <p>2 (略)</p>

8 鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について《議案第8号》（案）

議案第 号

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部改正について

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「530,000円」を「570,000円」に、「1件につき 830,000円」を「1件につき 880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に、「(10)に」を「(11)に」に改め、同表6の項中「14の項まで及び18の項」を「15の項まで及び19の項」に改め、同表7の項中「3の項」を「4の項」に改め、同表8の項中「4の項」を「5の項」に改め、同表9の項中「5の項」を「6の項」に改め、同表10の項中「3の項」を「4の項」に改め、同表11の項中「製造所」を「貯蔵所」に、「4の項」を「5の項」に改め、同表12の項中「5の項」を「6の項」に改め、同

表13の項中「3の項」を「4の項」に改め、同表14の項中「4の項」を「5の項」に改め、同表15の項中「5の項」を「6の項」に改め、同表17の項中「15,000円に10,000リットル」の次に「又は10,000リットル」を加え、「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表18の項中「16の項」を「17の項」に改め、同表19の項中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するとともに、所要の整理を行うためである。

鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種 類	金 額	種 類	金 額
1～4（略）		1～4（略）	
5 危険物貯蔵所設置許可手数料 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料 (1)～(2)（略）		5 危険物貯蔵所設置許可手数料 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料 (1)～(2)（略）	
(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1件につき 570,000円	(3) 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	1件につき 530,000円
(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項第5号において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項第5号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		(4) 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項第5号において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この項第5号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 880,000円	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 830,000円
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,070,000円	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,010,000円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,200,000円	ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,120,000円
エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,520,000円	エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,420,000円
オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,780,000円	オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,660,000円
カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,070,000円	カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 3,880,000円
キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,340,000円	キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,100,000円
ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,490,000円	ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,290,000円
(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	
ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,180,000円	ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,130,000円
イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,410,000円	イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,340,000円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,580,000円	ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,500,000円
エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,940,000円	エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1件につき 1,830,000円
オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,260,000円	オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	1件につき 2,140,000円
カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,550,000円	カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの	1件につき 4,350,000円
キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,820,000円	キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1件につき 5,570,000円
ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 7,070,000円	ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件につき 6,770,000円

<p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満のもの イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの (7)~(9) (略) (10) 移動タンク貯蔵所 (11) に規定するものを除く) (11)・(12) (略)</p>	<p>1 件につき 5,930,000 円 1 件につき 7,470,000 円 1 件につき 10,900,000 円</p>	<p>(6) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所 ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満のもの イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満のもの ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上のもの (7)~(9) (略) (10) 移動タンク貯蔵所 (10) に規定するものを除く) (11)・(12) (略)</p>	<p>1 件につき 5,750,000 円 1 件につき 7,250,000 円 1 件につき 10,700,000 円</p>
<p>6 危険物取扱所設置許可手数料 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の取扱所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料 (1)~(4) (略) (5) 移送取扱所 ア 危険物を移送するための配管の延長 (当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下、この項から 15 の項まで及び 19 の項において同じ。)が 15 キロメートル以下のもの (危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。) イ・ウ (略) (6) (略)</p>	<p>1 件につき 21,000 円</p>	<p>6 危険物取扱所設置許可手数料 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく危険物の取扱所の設置の許可の申請に対する審査に関する手数料 (1)~(4) (略) (5) 移送取扱所 ア 危険物を移送するための配管の延長 (当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下、この項から 14 の項まで及び 18 の項において同じ。)が 15 キロメートル以下のもの (危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。) イ・ウ (略) (6) (略)</p>	<p>1 件につき 21,000 円</p>
<p>7 危険物製造所変更許可手数料 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、4 の項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>	<p>7 危険物製造所変更許可手数料 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、3 の項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>
<p>8 危険物貯蔵所変更許可手数料 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、5 の項の各号に掲げる区分 (特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所) においては、5 の項第 2 号に掲げる区分) に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>	<p>8 危険物貯蔵所変更許可手数料 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、4 の項の各号に掲げる区分 (特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所) においては、4 の項第 2 号に掲げる区分) に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>
<p>9 危険物取扱所変更許可手数料 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、6 の項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>	<p>9 危険物取扱所変更許可手数料 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、5 の項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>
<p>10 危険物製造所設置許可完成検査手数料 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可に係る完成検査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、4 の項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>	<p>10 危険物製造所設置許可完成検査手数料 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく危険物の製造所の設置の許可に係る完成検査に関する手数料</p>	<p>1 件につき、3 の項の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>
<p>11 危険物貯蔵所設置許可完成検査手数料 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可に係る完成検査に関する手数料 (1) 屋外タンク貯蔵所 (2) その他の貯蔵所</p>	<p>1 件につき、5 の項第 2 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 1 件につき、5 の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>	<p>11 危険物製造所設置許可完成検査手数料 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可に係る完成検査に関する手数料 (1) 屋外タンク貯蔵所 (2) その他の貯蔵所</p>	<p>1 件につき、4 の項第 2 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額 1 件につき、4 の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>

12 危険物取扱所設置許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の取扱所の設置の許可に係る完成検査に関する手数料	1件につき、 6の項 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	12 危険物取扱所設置許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の取扱所の設置の許可に係る完成検査に関する手数料	1件につき、 5の項 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
13 危険物製造所変更許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査に関する手数料	1件につき、 4の項 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	13 危険物製造所変更許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査に関する手数料	1件につき、 3の項 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
14 危険物貯蔵所変更許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査に関する手数料 (1) 屋外タンク貯蔵所 (2) その他の貯蔵所	1件につき、 5の項 第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 1件につき、 5の項 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	14 危険物貯蔵所変更許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査に関する手数料 (1) 屋外タンク貯蔵所 (2) その他の貯蔵所	1件につき、 4の項 第2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 1件につき、 4の項 に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
15 危険物取扱所変更許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査に関する手数料	1件につき、 6の項 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	15 危険物取扱所変更許可完成検査手数料 消防法第11条第5項の規定に基づく危険物の取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査に関する手数料	1件につき、 5の項 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
16 (略)		16 (略)	
17 危険物製造所等設置許可完成検査前検査手数料 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する手数料 (1) (略) (2) 水圧検査 ア～ウ (略) エ 容量20,000リットルを超えるタンク (3) 基礎・地盤検査 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 (4) 溶接部検査 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき、15,000円に10,000リットル 又は10,000リットル に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 1件につき 420,000円 1件につき 560,000円 1件につき 730,000円 1件につき 960,000円 1件につき 1,090,000円 1件につき 1,660,000円 1件につき 1,900,000円 1件につき 2,120,000円 1件につき 530,000円	17 危険物製造所等設置許可完成検査前検査手数料 消防法第11条の2第1項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査に関する手数料 (1) (略) (2) 水圧検査 ア～ウ (略) エ 容量20,000リットルを超えるタンク (3) 基礎・地盤検査 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 イ 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 エ 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 オ 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 カ 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 キ 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 ク 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 (4) 溶接部検査 ア 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件につき、15,000円に_____に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額 1件につき 410,000円 1件につき 540,000円 1件につき 700,000円 1件につき 920,000円 1件につき 1,040,000円 1件につき 1,600,000円 1件につき 1,820,000円 1件につき 2,030,000円 1件につき 490,000円

イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 680,000 円	イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 630,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,030,000 円	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 990,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,410,000 円	エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,310,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,780,000 円	オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 1,720,000 円
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 3,430,000 円	カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 3,320,000 円
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,190,000 円	キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,060,000 円
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,800,000 円	ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 4,650,000 円
(5) 岩盤タンク検査		(5) 岩盤タンク検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 9,320,000 円	ア 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 9,100,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 12,600,000 円	イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 12,400,000 円
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 17,300,000 円	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所	1 件につき 17,000,000 円
18 製造所等変更許可完成検査前検査手数料 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査に関する手数料		18 製造所等変更許可完成検査前検査手数料 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査に関する手数料	
(1) 水張検査	1 件につき、 17 の項 第 1 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	(1) 水張検査	1 件につき、 16 の項 第 1 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
(2) 水圧検査	1 件につき、 17 の項 第 2 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	(2) 水圧検査	1 件につき、 16 の項 第 2 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額
(3) 基礎・地盤検査	1 件につき、 17 の項 第 3 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	(3) 基礎・地盤検査	1 件につき、 16 の項 第 3 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
(4) 溶接部検査	1 件につき、 17 の項 第 4 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	(4) 溶接部検査	1 件につき、 16 の項 第 4 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
(5) 岩盤タンク検査	1 件につき、 17 の項 第 5 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額	(5) 岩盤タンク検査	1 件につき、 16 の項 第 5 号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額
19 特定屋外タンク貯蔵所等保安検査手数料 消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料		19 特定屋外タンク貯蔵所等保安検査手数料 消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査手数料	
(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査		(1) 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 320,000 円	ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 310,000 円
イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 460,000 円	イ 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき 430,000 円

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>750,000 円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>720,000 円</u>
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>1,020,000 円</u>	エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>960,000 円</u>
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>1,300,000 円</u>	オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>1,210,000 円</u>
カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>3,150,000 円</u>	カ 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>2,950,000 円</u>
キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>3,870,000 円</u>	キ 危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>3,620,000 円</u>
ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>4,460,000 円</u>	ク 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>4,170,000 円</u>
(2) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査			(2) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査		
ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>2,690,000 円</u>	ア 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>2,660,000 円</u>
イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>3,230,000 円</u>	イ 危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>3,190,000 円</u>
ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>4,830,000 円</u>	ウ 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>4,790,000 円</u>
(3) (略)			(3) (略)		
20～23 (略)			20～23 (略)		

9 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について〈議案第9号〉（案）

議案第 号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の7第2項の規定により、次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更することについて協議する。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年鳥取県東部広域行政管理組合告示第4号）の一部を次のように変更する。

別表中「、八頭環境施設組合」を削る。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更するための協議について議決を得るためである。

鳥取県行政不服審査会共同設置規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合_____、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>

10 工事請負契約の締結について《議案第10号》（案）

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 年 月 日提出

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

- | | |
|----------|--|
| 1 契約目的 | 岩美消防署改築（建築）工事施工のため |
| 2 工事場所 | 岩美郡岩美町河崎地内 |
| 3 工事名称 | 岩美消防署改築（建築）工事 |
| 4 工事概要 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 5 契約方法 | 指名競争入札 |
| 6 契約金額 | 金258,120,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金19,120,000円) |
| 7 契約の相手方 | 岩美消防署改築（建築）工事八幡・吾妻特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取市南限835番地
八幡コーポレーション株式会社
代表取締役 玉木 裕一
構成員 岩美郡岩美町浦富3081番地21
吾妻商事有限会社
代表取締役 坪内 喬 |

提案理由

鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年鳥取県東部広域行政管理組合条例第8号）第2条の規定により議決を得るためである。

【4】その他

[1] 今後の行事予定について

日 時	会議名等	場 所	備 考
2月1日(木) 10:00～	議会運営委員会	鳥取市役所会議室	
2月8日(木) 10:00～ 2月9日(金) 10:00～	議会定例会	鳥取市役所議場	正副管理者出席

[2] その他